令和６年

工 事 監 査 報 告 書

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により、令和６年工事監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和７年２月１０日

東京都監査委員　　龍　円　あいり

同　　斉　藤　やすひろ

同　　茂　垣　之　雄

同　　後　藤　靖　子

同　　小　粥　純　子

目　　次

第１　監　査　の　概　要　……　１
　１　監　査　の　目　的　……　１
　２　監　査　の　対　象　……　１
　３　監　査　の　期　間　……　１
　４　監　査　実　施　状　況　……　１
　５　監　査　の　着　眼　点　……　２
　６　重　点　監　査　事　項　……　３

第２　監　査　の　結　果　……　４
　１　監査結果の概要　……　４
　２　主　な　指　摘　事　項　……　６
　３　総　　括　……　１１

別表１　区分別指摘事項一覧　……　１３
別表２　局別指摘事項一覧　……　１５

第３　監査の結果（区分別）　……　１７
　１　設　　計　……　１８
　２　積　　算　……　２６
　３　施　　工　……　３７
　４　そ　の　他　……　４６

別表３　工事監査実施一覧　……　５０
別表４　大規模工事等監査実施一覧　……　５２

※　計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

第１　監査の概要

１　監査の目的

工事監査は、都が実施した工事等を対象に、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第５項の規定により、毎年行う監査である。都が実施した工事等を対象として、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正・適切に行われているかについて、東京都監査委員監査基準（令和２年東京都監査委員告示第２号）に基づき監査を実施した。

２　監査の対象

契約金額が１００万円以上で、令和５年度に都が締結した工事等を中心に対象とした。

このうち、予定価格９億円以上、かつ、事業期間３か年以上の工事等は、大規模工事等監査の対象とした。

３　監査の期間

令和６年１月９日から令和７年１月９日まで

局への実地監査期間は、別表３（p.50-51）のとおりである。

４　監査実施状況

対象局は、財務局、デジタルサービス局、生活文化スポーツ局、都市整備局、住宅政策本部、環境局、福祉局、保健医療局、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、東京消防庁、交通局、水道局、下水道局、教育庁及び警視庁の計１８局並びに島しょ関係部局（三宅支庁管内・小笠原支庁管内）である。

監査は、２兆６，４４４億余円（１万６，３３７件）の工事等を対象として、過去の指摘等を踏まえ潜在的なリスクを抱える工事を中心に、効果的、効率的に監査するため、以下に示す特徴等を持つ案件を優先し、８，３４６億余円（１，５６４件）の工事等を抽出して実施した（実施金額率：３１．６％、実施件数率：９．６％）。

- 契約金額が大きい工事
- 大規模な改修（解体）工事
- 設計変更を実施した工事
- 落札率が極端に低い又は高い工事
- 契約不調後、再起工した工事
- 特命随意契約工事

・　同一局内で同じ工種内容で発注されている複数の工事
・　複数の局で同じ工種内容が発注されている工事

なお、工事監査実施一覧は、別表３（p.50-51）のとおりであり、大規模工事等監査実施一覧は、別表４（p.52）のとおりである。

５　監査の着眼点

本監査では、適正性、安全性などの合規性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点を重視し、各局の事業の特性を踏まえ、全庁横断的に監査を行った。

（１）工事監査

計画・設計・積算、施工、維持管理・その他の三つの分野ごとに、次のとおり着眼点を設定した。

①　計画・設計・積算

ア　施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か。
イ　法令、基準等に基づき、適正かつ合理的及び経済的に行われているか。
ウ　設計は、安全面、使いやすさ、維持管理のしやすさに配慮されているか。
エ　使用機器及び材料の選定、新技術及び新工法の採用等は、適切に行われているか。
オ　環境への配慮が十分に行われ、資源の有効活用等が図られているか。

②　施工

ア　設計図書に基づき適切に行われているか。
イ　設計変更協議等は、適時適切に行われているか。
ウ　工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか。
エ　材料、出来高、しゅん功等の検査は、適正に行われているか。
オ　建設副産物の処理等は、適正に行われているか。

③　維持管理・その他

ア　施設の維持管理は、適切に行われているか。
イ　長期的な視点に立って、維持管理方法の検討及び改善に努めているか。
ウ　工事実施前に必要な事務（使用許可等）は、適切に行われているか。
エ　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）に基づく取組は、適正に行われているか。

（２）大規模工事等監査

事業計画との整合性の確認などを行う大規模工事等監査においては、前述の（１）に加え、次のとおり着眼点を設定した。

①　事業計画等に基づき設計、施工等が適切に行われているか。
②　事業計画等を着実に執行するための内外調整等が適正に行われているか。

６　重点監査事項

「品質管理」

工事監査では、令和４年に「設計条件」、令和５年に「施工条件」を重点監査事項に設定し工事監査を行ってきた。

令和６年はこれらにより条件設定された工事の目的物が、必要とする性能を確保できるよう工事が適正・適切に行われているか、「品質管理」を重点監査事項に設定し、各局を統一的、横断的に検証した。

重点監査事項における主な着眼点は、次の①から③のとおりである。

① 工事目的物が所定の性能を確保できるよう、設計（設計変更）において、工法や材料等に求める品質が設計図書に明示されているか。

② 工事において、設計図書に記載された品質を確保するために必要な管理項目や試験等が、施工計画書に記載されているか。

③ 施工計画書に基づき、適切に品質管理された上で施工が実施され、その記録等が提出されているか。

第２　監査の結果

１　監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表１及び表２のとおり、１１局に対し、２２件の指摘を行った。また、大規模工事等監査の観点においては、不適切な事例は認められなかった。

指摘事項の一覧は別表１（p.13-14）及び別表２（p.15-16）のとおりである。

指摘金額(注)は、１億２，７３３万余円であり、不必要な支出に直結したものは７，７１７万余円である。

また、重点監査事項に関しては、表３のとおりである。

（注）指摘金額とは、予定価格及び変更契約額における適正に積算を行った金額との差額や、本来不要であった再施工に要した費用などである。

（表１）指摘事項の局別件数

No.	局	区分				合計	うち 重点監査事項
		設計	積算	施工	その他		
1	財務局					0	
2	デジタルサービス局					0	
3	生活文化スポーツ局					0	
4	都市整備局	1				1	1
5	住宅政策本部					0	
6	環境局		1			1	
7	福祉局					0	
8	保健医療局			1		1	1
9	産業労働局			1	1	2	1
10	中央卸売市場					0	
11	建設局	1		2		3	1
12	港湾局	1	2	1		4	
13	東京消防庁		2		1	3	
14	交通局				1	1	
15	水道局	1	1		1	3	1
16	下水道局	1	1			2	1
17	教育庁			1		1	1
18	警視庁					0	
	島しょ					0	
合計		5	7	6	4	22	7

（表２）指摘事項の区分別件数

区　分		指摘件数	うち重点監査事項	(参考) 令和５年の指摘事項等の合計件数
設計	条件明示等	2	2	1
	工法等の選定	3	1	2
積算	単価設定	3		8
	数量算出	2		0
	諸経費等	2		8
施工	施工管理	4	4	2
	安全対策	2		0
	変更手続	0		1
その他	契約事務等	4		5
合　計		22	7	27

（表３）重点監査事項における指摘状況

着眼点	件数	主な指摘事項
①　工事目的物が所定の性能を確保できるよう、設計（設計変更）において、工法や材料等に求める品質が設計図書に明示されているか。	3	停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示すべきもの（p. 18）
②　工事において、設計図書に記載された品質を確保するために必要な管理項目や試験等が、施工計画書に記載されているか。	1	建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの（p. 40）
③　施工計画書に基づき、適切に品質管理された上で施工が実施され、その記録等が提出されているか。	3	鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの（p. 39）
合　計	7	

２　主な指摘事項

監査の結果、是正・改善すべき事項の中から、本年の重点監査事項に係るもの、本来不要であった支出につながっているもの、過去に複数局に対し同様の指摘が繰り返されているものなど、全庁的に啓発が必要とされるものに注目して選定している。

【設計】

停留施設建築工事において工事目的物の仕様が設計図書に明示されていなかった。

※重点監査事項　　都市整備局 p. 18

都市整備局は、BRT（注）の停留施設建築工事を行っている。

本工事の設計図書を見ると、当該施設に設置するバス停サイン等について、形状、寸法、材質等の具体的な仕様が明示されていなかった。

設計図書に仕様が明示されていない場合、受発注者間で仕様の認識に齟齬（そご）が生じる可能性があり、工事目的物の品質が担保されない。また、入札参加者が工事に係る費用を適切に見積もることができない。

そこで、局に対し、停留施設におけるバス停サイン等の仕様を設計図書に明示するよう求めた。

（注）BRT

Bus Rapid Transit（バス高速輸送システム）の略。走行空間の整備、連節バスの採用等により、定時性・速達性・輸送力を確保したバス交通システムのこと

【設計】

給水所建設工事において、建築基準法に基づき確認を受けた申請図とは異なる設計図書により工事発注をしていた。

※重点監査事項　　水道局 p. 22

水道局は、給水所で鉄筋コンクリート構造物の築造工事を行っている。

工事に当たって、「建築基準法」における工作物として、構造図を含めた申請図について、事前に所管行政庁から確認を受けていたが、申請時の内容から変更した設計図書により工事を発注していた。

その結果、所管行政庁から一部の配筋の相違を指摘され、既に施工していたコンクリートの一部撤去と配筋の修正を実施し、その費用約７，７１７万円を増額変更していた。

そこで、局に対し、「建築基準法」に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を作成した上で工事を発注するよう求めた。

【設計】

雨水ポンプ棟地下躯体の建設工事において、梁や壁内にあらかじめ配置する階段の鉄筋が設計されていなかった。

※重点監査事項　　下水道局 p. 24

下水道局は、雨水ポンプ棟地下躯体の建設工事を行っている。

本工事は、地下躯体を地上で構築し、ニューマチックケーソン工法（注）により地中に沈下させるものであり、施工に支障となる階段及び床は、所定の深さまで躯体の設置が完了した後、別途工事で築造することとしている。

しかしながら、本工事で築造する壁や梁内にあらかじめ配置しておくべき階段の鉄筋が、設計図に記載されておらず、費用も計上されていなかった。

そこで、局に対し、鉄筋の設計を適正に行うように求めた。

（注）ニューマチックケーソン工法

鉄筋コンクリート製の函（はこ）の下部に掘削を行う作業室を設け、作業室に地下水圧に見合う圧縮空気を送ることで地下水を排除しながら、掘削・沈下を行い所定の位置に構造物を設置する工法

【積算】

急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算において、共通仮設費の率計算分に含まれている品質管理試験の費用を別途積上げで計上していた。

環境局 p. 34

環境局は、アンカー工（注）による急傾斜地崩壊防止工事を行っている。

このうち、予定価格の積算において、アンカー工の品質管理試験の費用は共通仮設費の率計算分に含まれているにもかかわらず、別途積上げで計上していた。

このため、予定価格の積算において、約１１２万円が過大なものとなっている。

そこで、局に対し、急傾斜地崩壊防止工事における諸経費の積算を適正に行うよう求めた。

（注）アンカー工

斜面等の地中に鋼材を固定し、その引張力で斜面を安定させる工法

【施工】

霊園管理所の基礎工事において、鉄筋のガス圧接継手の品質管理試験が適切に実施されていなかった。

※重点監査事項　　建設局 p. 40

建設局は、霊園管理所の改築工事を行っており、その基礎部は鉄筋コンクリートで施工されている。

本契約の設計図書等では、ガス圧接継手（注）の完了後の試験は、測定器具を用いて行う外観試験、圧接部に超音波を当てて確認する非破壊試験、圧接部を引っ張る破壊試験を行うこととしている。

しかしながら、外観試験は測定器具を用いて行ったことが工事記録写真で確認できず、非破壊試験も実施していなかった。

そこで、局に対し、鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験等について受注者を適切に指導・監督するよう求めた。

（注）ガス圧接継手

接合する鉄筋を突き合わせ、軸方向に圧縮力を加えながら加熱することにより、ふくらみを形成し一体化する継手

【施工】

霊園管理所の屋根工事において、墜落防止のための安全措置を講じていなかった。

建設局 p. 42

建設局は、霊園管理所の老朽化に伴い改築工事を行っている。

「労働安全衛生規則」では、高さが２ｍ以上の危険な場所において、受注者は墜落防止対策のため安全帯の取付設備を設けなければならないとされている。

しかしながら、工事記録写真を見ると、屋根施工時において親綱などの取付設備が設置されていなかった。

そこで、局に対し、屋根工事における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督するよう求めた。

【施工】

機械設備工作物の改修工事において、法令に基づく石綿含有建材の事前調査を行っていなかった。

港湾局 p. 43

港湾局は、機械設備工作物の改修工事を行っている。

本工事の受注者は、「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」に基づく石綿含有建材（注）の使用の有無の事前調査を行っておらず、局も、受注者に対して事前調査を行うよう指導していなかった。

石綿含有建材であった場合、撤去作業や廃棄処分時に石綿が飛散するおそれがあった。

そこで、局に対し、工作物の改修工事における石綿含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督するよう求めた。

なお、監査を受け、後日行った調査で本工事の撤去材料に石綿は含有されていなかったことが確認されている。

（注）石綿含有建材

肺がん、中皮腫等の原因となる繊維状の天然鉱物である石綿が使用された建築材料

【その他】

局が処理業者に直接委託すべき一般廃棄物の処理を、設備管理業務の受託者に行わせていた。

産業労働局 p. 46

産業労働局は、庁舎の設備管理業務等を委託している。

本契約の汚水槽清掃で発生した一般廃棄物（し尿を含む汚泥）の処理において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、局が本委託とは別に一般廃棄物の処理委託契約を締結すべきところ、その契約を締結しておらず、設備管理業務の受託者にその処理を行わせていた。

そこで、局に対し、廃棄物の処理を適正に行うよう求めた。

【その他】

給水所建設工事において、インフレスライド条項による契約金額の変更請求が複数回あったが、その都度スライド額の算定や契約変更をしていなかった。

水道局 p. 48

水道局は、給水所の築造工事を行っている。

局は、監査日現在、受注者から計４回にわたり、インフレスライド（注）条項による契約金額の変更請求があったが、スライド額の算定や契約変更を行わず、これらを工期末に行うとしていた。

局は、インフレスライド条項により契約金額を変更した場合、受注者に対し下請契約の金額見直し等を行うよう求めており、受注者から契約金額の変更請求を受けた場合、その都度、契約変更を行う必要があった。

そこで、局に対し、インフレスライド条項に係る手続を適切に行うよう求めた。

（注）インフレスライド

工期内に急激な物価変動等が生じ、契約金額が著しく不適当となったときに、契約金額の変更を請求できる制度

３　総括

令和６年工事監査では、第１の５監査の着眼点を踏まえ、計画・設計・積算、施工、維持管理・その他について、各局を横断的に検証した。

あわせて、「品質管理」を重点監査事項に設定し、工事目的物が必要とする性能を確保できるよう、工事が適正・適切に行われているか、重点的に検証を行った。

また、予定価格９億円以上、かつ、事業期間３か年以上の工事等を対象に大規模工事等監査として、事業計画等に基づき設計や施工が適切に行われているかなどについて確認した。

（１）工事監査

本年の重点監査事項である品質管理について、主な指摘事項は次のような事例である。

- 工事目的物に求める品質や性能が設計図書に明示されていなかった事例
- 次回工事箇所の施工のため、今回工事で配置すべき鉄筋が設計されていなかった事例
- 工事の仕様書で求めた品質確認試験が施工計画書で適切に計画されていなかった事例
- 設備機器を固定するアンカーボルトが耐震上必要な構造部材まで届いていなかった事例

施設を長期にわたり健全な状態で供用し維持管理していくためには、施工時の適切な品質管理が必要不可欠である。

各局は、これらの指摘事項を真摯に受け止め、工事目的物が所定の性能を確保できるよう品質管理の徹底に取り組まれたい。

重点監査事項以外の主な指摘事項は、次のような事例である。

- 各種基準類等に基づき、設計や積算が適正に行なわれていなかった事例
- 安全管理において、各種基準類等に基づく実施を受注者等へ適切に指導・監督が行われていなかった事例
- 法令等に関する手続や対応が適正に行われていなかった事例

これらについては、法令や各種基準類への対応の不備を指摘したものが複数件認められた。これらの指摘は、法令の見落としや認識のずれが原因であり、多額の追加費用が生じたものや安全に支障を及ぼしかねなかったものなどがあり、重大な問題をはらんでいた。

工事等を進めるに当たっては、あらかじめ関係する法令等を十分に把握すると

ともに、法令を遵守し、解釈に疑義が生じた場合は、当該法令を指導監督する部署に解釈を求めるなど、不必要な支出や事故につながらないよう一層の厳格な対応を求める。

重点監査事項を含め、今回の指摘事例の中には、過去の監査において、当該局以外の局に対し同様の内容を指摘してきたものが含まれている。

各局には、これらの指摘の再発防止に向けて、工事監査報告書を活用し、自局に対する指摘のみならず他局の指摘についても同様の事故防止を図り、全庁的な再発防止につなげていくことを期待する。

また、国内における急激な物価上昇に伴い、全国的な取組として行っているインフレスライドにおいて、スライド請求に伴う契約変更手続をその都度行っていなかった事例があった。

物価の高騰に伴う工事費の増加を、受発注者間で公平に負担するインフレスライドのような取組は、制度の背景にある社会情勢を踏まえ、スピード感を持った対応を徹底されたい。

あわせて、経験豊富な技術職員が減少する中、専門職以外の職員や、経験の少ない職員へのフォローやチェック体制の不足を原因とした指摘が、依然として一定の割合を占める結果となった。

このような事例に対しては、デジタル技術の活用も見据えつつ、適切なチェック体制による確認など、各局の内部統制による自律的な再発防止の取組が重要である。指摘を受け措置として行う研修やチェック体制は一時的なものとせず、継続した組織的な取組を強く求める。

各局には、本監査の結果を踏まえ、都民からの負託に応える強靭な都市づくりに向けて着実かつ効果的な取組を期待する。

（２）大規模工事等監査

大規模工事等監査では、予定価格９億円以上、かつ、事業期間３か年以上の工事のうち、１０局、１０８件の工事を監査した。

その結果、事業計画等に基づき設計、施工等が適切に行われているか、事業計画等を着実に執行するための内外調整等が適正に行われているかについて確認したところ、監査を実施した限りにおいて、不適切な事例は認められなかった。

（別表１）区分別指摘事項一覧

【設計】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
1	○	停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示すべきもの〈バス停留所上屋建築工事〉	都市整備局	18
2		環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの〈河川護岸改修工事〉	建設局	20
3		橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整を適切に行うべきもの〈港湾施設護岸補修工事〉	港湾局	21
4	○	建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を適正に作成し工事を発注すべきもの〈給水所築造工事〉	水道局	22
5	○	地下躯体における鉄筋の設計を適正に行うべきもの〈ポンプ棟建設工事〉	下水道局	24

【積算（単価設定）】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
6		人孔材料の単価設定を適正に行うべきもの〈陸上防潮堤建設工事〉	港湾局	26
7		（杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について）杭工事の単価設定を適正に行うべきもの〈職員宿舎改築工事〉	東京消防庁	28
8		材料費の単価設定を適正に行うべきもの〈トンネル内配管工事〉	水道局	30

【積算（数量算出等）】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
9		経年防火水槽再生工事における積算を適正に行うべきもの〈防火水槽再生工事〉	東京消防庁	31
10		仮設電力設備の積算を適切に行うべきもの〈ポンプ棟建設工事〉	下水道局	32

【積算（諸経費等）】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
11		急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの〈急傾斜地崩壊防止工事〉	環境局	34
12		大型遊具を含む工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの〈公園修景整備工事〉	港湾局	36

【施工】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
13	○	設備機器の耐震支持を是正するとともに固定用あと施工アンカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈空調設備改修工事〉	保健医療局	37
14	○	鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈林道整備工事〉	産業労働局	39
15	○	建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈管理事務所改築工事〉	建設局	40
16		屋根工事における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈管理事務所改築工事〉	建設局	42
17		工作物の改修工事における石綿含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈ふ頭工作物改修工事〉	港湾局	43
18	○	業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督すべきもの〈樹木剪定等委託〉	教育庁	45

【その他】

No.	重点	指摘事項件名	局名	頁
19		汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの〈建物管理委託〉	産業労働局	46
7		（杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について） 任意仮設の設計変更の取扱いを適正に行うべきもの〈職員宿舎改築工事〉	東京消防庁	28
20		工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行うべきもの〈道路下の空洞対策工事〉	交通局	47
21		工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用に係る手続を適切に行うべきもの〈給水所築造工事〉	水道局	48

（別表２）局別指摘事項一覧

局名	No.	重点	区分	指摘事項件名	頁
都市整備局	1	○	設計	停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示すべきもの〈バス停留所上屋建築工事〉	18
環境局	11		積算 (諸経費等)	急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの〈急傾斜地崩壊防止工事〉	34
保健医療局	13	○	施工	設備機器の耐震支持を是正するとともに固定用あと施工アンカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈空調設備改修工事〉	37
産業労働局	14	○	施工	鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈林道整備工事〉	39
	19		その他	汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの〈建物管理委託〉	46
建設局	2		設計	環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの〈河川護岸改修工事〉	20
	15	○	施工	建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈管理事務所改築工事〉	40
	16		施工	屋根工事における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈管理事務所改築工事〉	42
港湾局	3		設計	橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整を適切に行うべきもの〈港湾施設護岸補修工事〉	21
	6		積算 (単価設定)	人孔材料の単価設定を適正に行うべきもの〈陸上防潮堤建設工事〉	26
	12		積算 (諸経費等)	大型遊具を含む工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの〈公園修景整備工事〉	36
	17		施工	工作物の改修工事における石綿含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督すべきもの〈ふ頭工作物改修工事〉	43

局名	No.	重点	区分	指摘事項件名	頁
東京消防庁	7		積算 (単価設定)	（杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について） 杭工事の単価設定を適正に行うべきもの 〈職員宿舎改築工事〉	28
			その他	（杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について） 任意仮設の設計変更の取扱いを適正に行うべきもの〈職員宿舎改築工事〉	
	9		積算 (数量算出等)	経年防火水槽再生工事における積算を適正に行うべきもの〈防火水槽再生工事〉	31
交通局	20		その他	工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行うべきもの〈道路下の空洞対策工事〉	47
水道局	4	○	設計	建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を適正に作成し工事を発注すべきもの〈給水所築造工事〉	22
	8		積算 (単価設定)	材料費の単価設定を適正に行うべきもの 〈トンネル内配管工事〉	30
	21		その他	工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用に係る手続を適切に行うべきもの 〈給水所築造工事〉	48
下水道局	5	○	設計	地下躯体における鉄筋の設計を適正に行うべきもの〈ポンプ棟建設工事〉	24
	10		積算 (数量算出等)	仮設電力設備の積算を適切に行うべきもの 〈ポンプ棟建設工事〉	32
教育庁	18	○	施工	業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督すべきもの〈樹木剪定等委託〉	45

第３　監査の結果（区分別）

1　設計

（1）停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示すべきもの

［重点監査事項］（指摘事項）

都市整備局は、表１の契約により、新橋駅前にて東京 BRT（注）の停留施設の建築工事を行っている。本工事において、バス停サイン、ダクトサイン及び情報案内板等（以下「サイン等」という。）を設置している（図）。

そこで、本契約における設計図書を見ると、特記仕様書にはサイン等の詳細は設計図を参照するとされている。しかし、設計図にはサイン等の大まかな形や取付位置、別途指定製品取付などの記載はあるものの、別途指定とされた図書がなく、サイン等の形状、寸法、材質、印刷方法等の具体的な仕様（以下「仕様」という。）が明示されていなかった。

局によると、これらのサイン等の仕様は、本工事場所の対面に設置された同様の停留施設を基に、工事契約後、受注者へ指示する予定だったとのことである。

しかしながら、サイン等の仕様が設計図書に明示されていない場合、受発注者間で仕様の認識に齟齬（そご）が生じる可能性があり、工事目的物に求める品質が担保されない。また、入札時点においても、入札参加者が工事に係る費用を適切に見積もることができず、公正かつ公平な入札を阻害しかねないことから、あらかじめサイン等の仕様を設計図書に明示すべきであった。

局は、停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示されたい。

（都市整備局）

（注）BRT

Bus Rapid Transit（バス高速輸送システム）の略。走行空間の整備、連節バスの採用等により、定時性・速達性・輸送力を確保したバス交通システムのこと

（表１）契約の概要　　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
令和５年度　停留施設上屋建築工事（その 2）	令和 5.10.23～令和 6.6.14	236,196,400

（図）停留施設におけるサイン等の位置

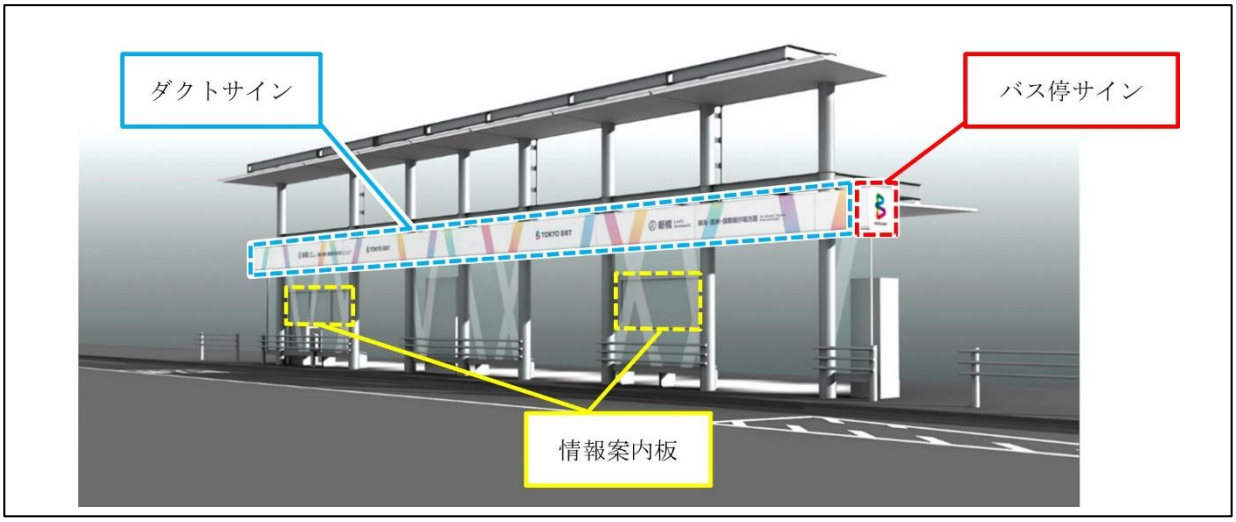

（２）環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの　（指摘事項）

建設局は、洪水による水害を軽減するため、妙正寺川で河道の拡幅などの河川改修工事を進めており、表１の契約により中野区内の一部区間を施工している。

本工事は、河川両岸の通路部に連続して鋼管を打ち込み、新たな護岸とする計画であり、鋼管の施工のため、通路部の舗装の一部打換えや仮囲いの設置を行っている。

ところで、東京都建設リサイクルガイドラインや東京都環境物品等調達方針（公共工事）では、車道の舗装工事にアスファルト混合物を使用する場合は、原則として再生加熱アスファルト混合物（注）を使用することとしている。

そこで、本工事の舗装工について設計図書を見ると、通路部のうち車道として使用している左岸の舗装が再生加熱アスファルト混合物ではなく、新材のアスファルト混合物で設計されていた。

しかしながら、本工事で舗装を行う通路は、大型車の交通量が多く高い耐久性を要するなどの特別な事情もない。このような車道の舗装材料として、再生加熱アスファルト混合物の使用を検討していないことは、都の環境施策推進の点において適切でない。

局は、環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行われたい。

（建設局）

（注）再生加熱アスファルト混合物

道路工事等で発生するアスファルトコンクリート塊を破砕して製造する再生骨材を主材料としたアスファルト混合物

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
妙正寺川整備工事（その 203）その 2	令和 4.11.16～令和 6.11.22	890,817,400

（３）橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整を適切に行うべきもの

（指摘事項）

港湾局は、表１の契約により、鉄道橋や道路橋に近接した護岸の補修工事を行っている。

ところで、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年国土交通省告示第４９６号）では、鉄道敷内又は鉄道敷に近接した場所で工事を施工する場合、あらかじめ鉄道経営者と協議して、工事中における鉄道の保全方法について、決定しなければならないとされている。

また、東京都工事施行規程（昭和４６年東京都訓令甲第１５号）では、工事の起工前に関係方面と工事の施行について調整することとなっており、鉄道以外の高速道路や国道などの道路管理者についても、橋梁等構造物に近接した箇所における工事に当たっては、同様に事前の調整が必要である。

そこで、本契約の設計図を見ると、施工箇所の一部が、ＪＲ京葉線、東京メトロ有楽町線、東京臨海高速鉄道りんかい線、首都高速道路湾岸線及び国道３５７号と近接する場所であったにもかかわらず、局は設計段階でこれら施設の管理者と協議及び調整を行うことなく工事を発注していた。

工事契約後、一部の管理者から近接施工に関する協議を求められ、これに要する時間及び安全対策の検討に要する時間が必要となった結果、約３か月間の工事の一部一時中止が発生していた。

このことについて局は、本工事は既設護岸の維持補修工事であり、工事の内容から設計時における協議及び調整は必要ないと考えていたとのことである。

しかしながら、近接施工に関する協議の要否は、各施設の管理者が判断することであるため、工事発注前にその要否を管理者に確認し、近接施工をする上で管理者が求める施工条件を把握すべきであった。

このように管理者と設計時に協議及び調整を行っていれば、必要な対応や調整期間を見込んだ発注とすることや、施工業者決定後の確認事項を減らすことなどにより、中止の回避又は中止期間の短縮が可能であったものと認められる。

局は、橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整を適切に行われたい。

（港湾局）

（表１）契約の概要　　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
令和５年度夢の島緑道公園東側護岸外２か所補修工事	令和5.9.12～令和6.3.15	227,031,750

（４）建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を適正に作成し工事を発注すべきもの　［重点監査事項］（指摘事項）

水道局は、和田堀給水所における老朽化した施設を更新し耐震性能の強化を図るため、表１の契約により、配水池や配水ポンプ所及び管廊など、鉄筋コンクリート構造物の築造工事を行っている。

このうち、配水池は柱を建て覆蓋（ふくがい）を設け、その上を世田谷区がスポーツ施設として利用する予定である。

局は、計画している配水池が高さ８ｍを超えることから、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）における工作物として、構造図を含めた申請図等（以下「申請図」という。）により平成２９年度に所管行政庁へ通知し、審査を経て確認済証（注１）を取得している。

そこで、本契約の工事関係書類を確認したところ、次の点が認められた。

①　令和５年度の所管行政庁による配水ポンプ所の検査立会の際に、配水池について申請図に記載された柱脚部（注２）におけるフープ筋（注３）の一部の相違を指摘されていた（図）。

②　①を受けて、構造等の再確認や対応の検討に時間を要するとし、工事一時中止を行っていた。

③　指摘への対応について、所管行政庁と協議を行い、申請図に合わせて配筋を修正することとし、柱脚部１３６か所のうち２４か所は、既にコンクリートを打設していたため、コンクリートの一部撤去と配筋の修正を実施し、費用を増額変更していた。

これらは、申請図には記載していた柱脚部のフープ筋の一部を、発注段階の設計図書（以下「発注図」という。）に適正に記載していなかったことが原因である。

このことについて局は、当初、所管行政庁から、主に意匠に関する内容を審査するため、工作物として申請するよう求められ、また、配水池については土木構造物として施工管理することも確認していた。そのため局は、申請時に添付した構造図は参考であると認識しており、確認済証取得後に土木構造物として配筋を見直し、申請図と同等の構造上の安全性を確保して発注図を作成したとのことである。

しかしながら、工作物申請は法令に基づく手続であり、構造も審査の対象であることから、確認済証を取得した後に、申請時の構造図の内容から変更して発注図を作成し、工事を起工したことは適正でない。

申請図と適合した発注図により工事を起工していれば、再施工に係る費用約７，７１７万円及び今後定まる中止に係る経費等が不要であったため、当該費用は不経済支出に該当する。

局は、建築基準法に基づき確認を受けた申請図に適合するよう設計図書を適正に作成し工事を発注されたい。

（水道局）

（注１）確認済証

工事に着手する前に、所管行政庁による審査を経て、その計画が建築基準関係規定に適合することが認められたときに交付されるもの

（注２）柱脚部

柱の脚部（下端部）をいう。柱脚部は、基礎・土台と柱を接合する箇所で、地震などで工作物に発生した慣性力を基礎・土台などに伝達する重要な役割を担う。

（注３）フープ筋

鉄筋コンクリートの柱の縦鉄筋をロの字に囲むように一定間隔で配置する鉄筋のこと

（表１）契約の概要　　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
和田堀給水所 2 号配水池及び第二配水ポンプ所並びに管廊築造工事	令和 2.2.13～令和 7.10.23	18,426,518,000

（図）柱脚部におけるフープ筋のイメージ図

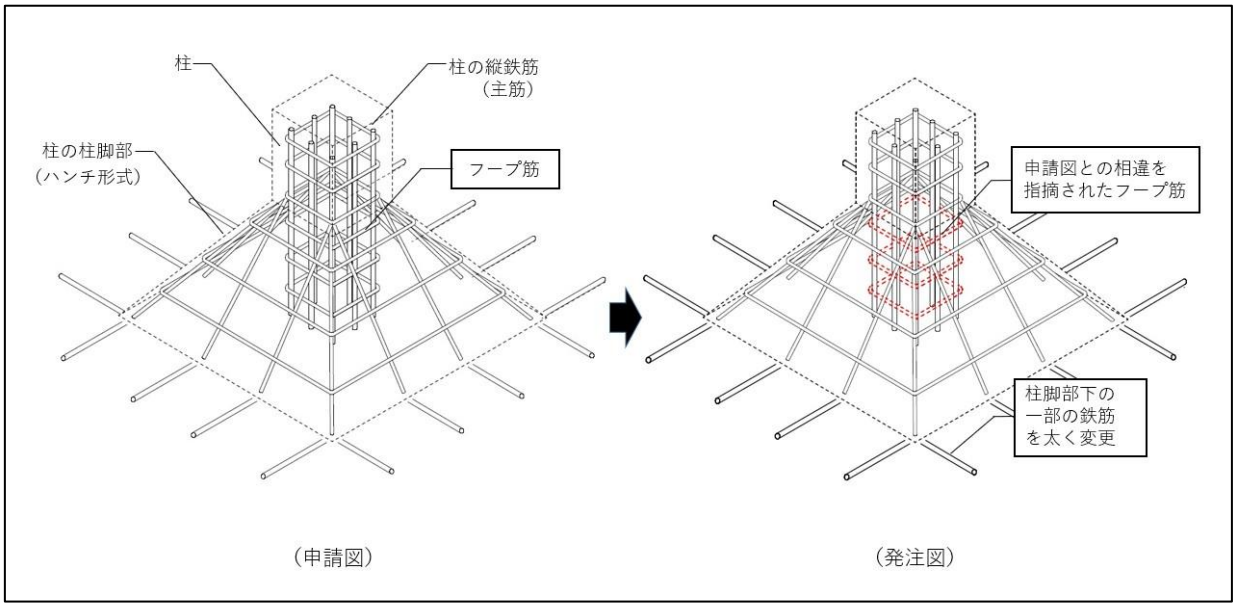

（５）地下躯体における鉄筋の設計を適正に行うべきもの　［重点監査事項］（指摘事項）

下水道局は、浸水対策のため新たに勝どきポンプ所を整備しており、表１の契約により、雨水ポンプ棟の建設工事を行っている。

本工事は、雨水ポンプ棟の地下躯体（以下「躯体」という。）を地上で構築し、ニューマチックケーソン工法（注）により沈下させるものである。

局によれば、本工事では、躯体の壁、柱及び梁を築造し、施工に支障となる階段及び床は、所定の深さまで躯体の設置が完了した後に、別途工事で築造することとしている。

また、本工事では、階段や床の鉄筋の端部を梁や壁内にあらかじめ配置しておき、別途工事で階段や床を築造する際に設置する鉄筋と接続するとのことである（図）。

そこで、設計図書を見ると、あらかじめ梁や壁内に配置すべき階段の鉄筋が、設計及び積算に含まれていないことが確認された。このまま施工した場合、別途工事で階段を築造する際に、梁や壁の一部についてコンクリートの取壊し等が必要となる。

なお、監査事務局の指摘に基づき、階段の鉄筋については設計変更にて追加し、施工する予定である。

局は、地下躯体における鉄筋の設計を適正に行われたい。

（下水道局）

（注）ニューマチックケーソン工法

鉄筋コンクリート製の函（はこ）の下部に掘削を行う作業室を設け、作業室に地下水圧に見合う圧縮空気を送ることで地下水を排除しながら、掘削・沈下を行い所定の位置に構造物を設置する工法

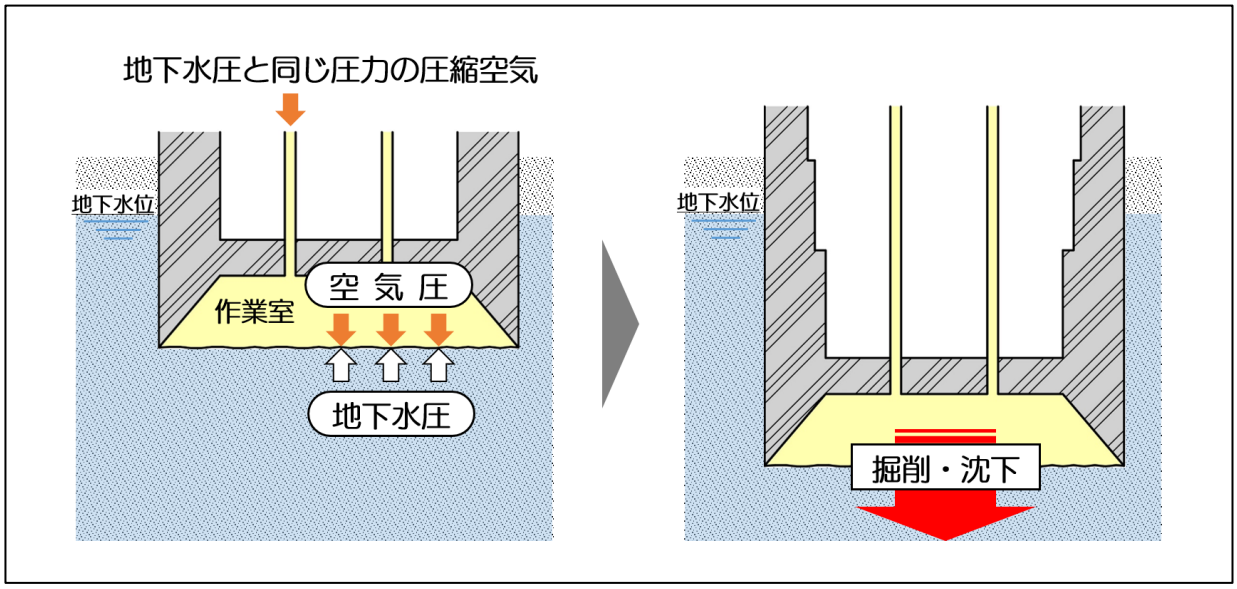

（表１）契約の概要　　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
勝どきポンプ所ポンプ棟建設その２工事	令和 5.12.25～令和 8.3.12	11,330,000,000

（図）壁及び階段の断面イメージ

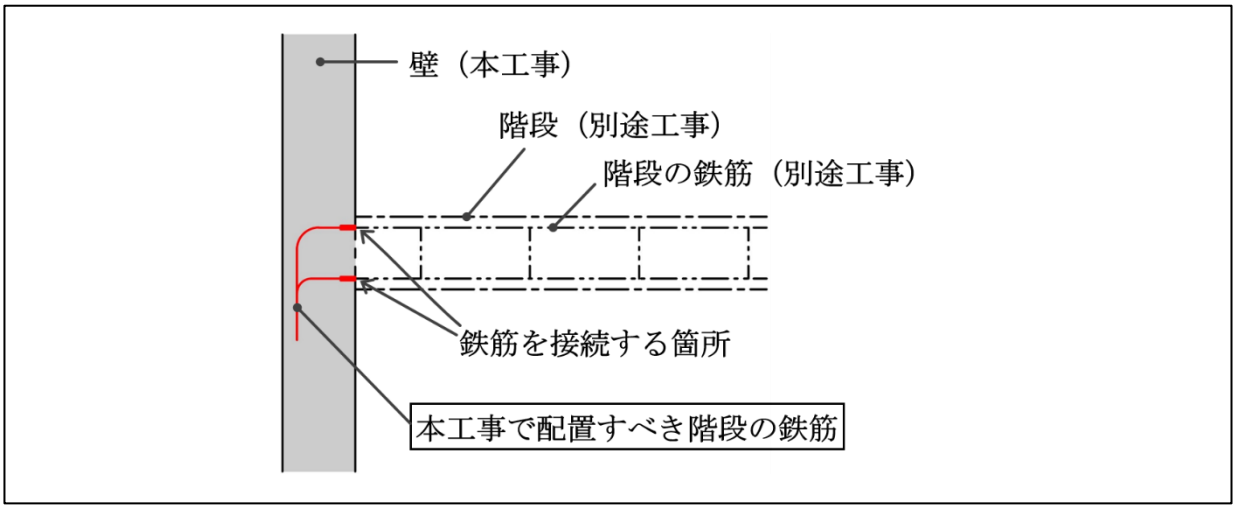

２　積算

（６）人孔材料の単価設定を適正に行うべきもの　（指摘事項）

港湾局は、表１の契約により、地震・津波・高潮対策を目的として、防潮堤の整備を行っている。

ところで、局積算基準では、材料単価は、局が定める港湾工事設計単価表（以下「局単価」という。）によるものとし、局単価に定めのない場合は、建設局単価、物価資料（注１）、局特別調査（注２）、見積りの順で決定するものと定めている。

そこで、本契約の設計書で材料単価について見ると、局単価に設定がない人孔（注３）の材料単価を、建設局単価や物価資料を確認することなく、見積りを徴取して、より割高な単価を設定していた。

このため、表２のとおり、予定価格の積算において約１２１万円が過大なものとなっている。

局は、人孔材料の単価設定を適正に行われたい。

（港湾局）

（注１）物価資料

積算資料（一般財団法人経済調査会）及び建設物価（一般財団法人建設物価調査会）のこと

（注２）局特別調査

土木工事において、当該工事の取引数量を考慮し、１工事における調達価格（材料単価×使用数量）が３００万円以上となる資材（材料費）の場合、調査機関に委託し取引価格の調査を行うもの

（注３）人孔

地下にある上下水道等ライフラインを維持管理するための人の出入口

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
令和3年度勝どき五丁目陸上防潮堤建設工事	令和3.11.22～令和6.7.19	918,026,670

（表２）指摘金額の内訳　　（単位：円）

区分／項目	設　計（誤）	指　摘（正）	差　額（誤）－（正）
人孔材料（11 品目）	2,071,500	1,358,680	712,820
諸経費等の差額（消費税等を含む。）			498,280
合　計			1,211,100

（約１２１万円）

（7）杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について　（指摘事項）

東京消防庁は、表１の契約により、宿舎等の新築工事を行っている。

本契約を確認したところ、次の点が認められた。

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
東京消防庁砂町単身待機宿舎等（3）改築工事	令和 3.10.11～令和 5.3.3	527,512,480

ア　杭工事の単価設定を適正に行うべきもの

庁積算基準（建築工事編）では、見積りにより単価を設定する場合は、３社以上の有効な見積りを参考にすることが原則とされている。

そこで、本契約における場所打ちコンクリート杭工事の単価設定について見ると、次の不適正な点が認められた。

①　３社以上から見積りを徴収すべきところ、１社からしか徴収していない。

②　施工費や鋼材費などの単価設定において、見積単価と異なる数値を誤って内訳書に入力しており、表２のとおり、予定価格の積算において、約１，６５４万円が過少なものとなっている。

庁は、杭工事の単価設定を適正に行われたい。

（東京消防庁）

（表２）指摘金額の内訳　（単位：円）

区分／項目	設　計（誤）	指　摘（正）	差　額（誤）－（正）
場所打ちコンクリート杭工事	57,937,050	70,394,907	△　12,457,857
諸経費等の差額（消費税等を含む。）			△　4,086,143
合　計			△　16,544,000

（約１，６５４万円）

イ　任意仮設の設計変更の取扱いを適正に行うべきもの

契約約款第１条には、工事目的物を完成するために必要な仮設、施工方法等について、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるとされている。

また、東京都工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）では、任意仮設（注１）は、受注者がその責任において定めるものであり、設計図書に明示された条件が現地条件と異なることが判明した場合を除き、原則として設計変更の対象としないとされている。

そこで、本契約について見ると、庁は、受注者からの協議に応じて、設計図書に参考図として示された任意仮設である乗入れ構台（注２）を使用しない施工方法に設計変更していた。

しかしながら、設計図書に明示された土質柱状図（注３）などの現地条件には何ら変更はなく、乗入れ構台の不使用を設計変更の対象とすべきでなかった。

庁は、任意仮設の設計変更の取扱いを適正に行われたい。

（東京消防庁）

（注１）任意仮設

受注者が、明示された条件に基づき、自主的に仮設の構造等を選択し、安全性の確認等、必要な検討を行い施工する仮設のこと。応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を参考図として示すことがある。

（注２）乗入れ構台

地下部分などの工事に使用する材料や土砂を搬入・搬出する車両がアクセスできるように設けられた作業台のこと

（注３）土質柱状図

深度方向の土の種類や強さを図で表現したもの

（８）材料費の単価設定を適正に行うべきもの　（指摘事項）

水道局は、震災対策等のため、朝霞浄水場から上井草給水所間を結ぶ既設送水管のバックアップ機能として、新たな送水管の整備を行っており、その一部の区間について、表１の契約により工事を行っている。

ところで、局配水管工事積算基準（開削編）では、見積りによる材料単価の端数整理は、有効数字を上位３桁とし、その次の位以下を切り捨てることとしている。

そこで、本契約の見積りによる材料費の単価設定について見ると、鋳鉄管２６品目について有効数字３桁の次の位を四捨五入した結果、２０品目は切上げとなっていた。また、鋳鉄管接合セット２品目は有効数字２桁とし、３桁目以下を切り捨てていた。そのため、１品目は、有効数字３桁目があるにもかかわらず、これが切り捨てられていた。

このため、表２のとおり、予定価格の積算において、鋳鉄管材料費が約９２５万円過大、鋳鉄管接合セット材料費が約１，０１９万円過少なものとなっている。

局は、材料費の単価設定を適正に行われたい。

（水道局）

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
練馬区大泉学園町四丁目地内から同区石神井台一丁目地内間送水管（2600㎜）トンネル内配管及び管理用立坑築造工事	令和 3.10.12～令和 6.4.1	5,464,481,000

（表２）指摘金額の内訳　（単位：円）

区分／項目	設　計（誤）	指　摘（正）	差　額（誤）－（正）
鋳鉄管材料費（20 品目）	1,196,060,000	1,190,700,000	5,360,000
諸経費等の差額（消費税等を含む。）			3,891,000
計　①			9,251,000
鋳鉄管接合セット材料費（1 品目）	210,240,000	216,153,000	△　5,913,000
諸経費等の差額（消費税等を含む。）			△　4,284,000
計　②			△　10,197,000

（①約９２５万円、②約１，０１９万円）

（９）経年防火水槽再生工事における積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

東京消防庁は、表１の契約により、戦前に整備した防火水槽を改修するため、経年防火水槽再生工事を行っている。対象の防火水槽１０基のうち、水槽Ａ及び水槽Ｂの２基については、２層張りの炭素繊維シート（注１）による補強を行っている。

そこで、炭素繊維シート工の積算について見ると、水槽Ａは、施工数量を７６㎡とすべきところを１５３㎡、水槽Ｂは、７４㎡とすべきところを１４８㎡と２倍の数量としていた。

このため、表２のとおり、予定価格の積算において、約１，０５４万円が過大なものとなっている。（注２）

庁は、経年防火水槽再生工事における積算を適正に行われたい。

（東京消防庁）

（注１）炭素繊維シート

炭素を含む原料で作られた合成繊維をシート状にした材料で、鉄と比較して引張強度が高く、軽量であることから、施工性に優れ、コンクリート構造物等の補修・補強に用いられる。

（注２）監査事務局の指摘に基づき、令和６年３月に設計変更済みである。

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
5 経年防火水槽再生工事その 1	令和 5. 8. 10～令和 6. 3. 22	77, 009, 900

（表２）指摘金額の内訳　（単位：円）

区分／項目	設　計（誤）	指　摘（正）	差　額（誤）－（正）
水槽Ａ	8, 347, 207	5, 472, 155	2, 875, 052
水槽Ｂ	8, 022, 326	5, 244, 736	2, 777, 590
諸経費等の差額（消費税等を含む。）			4, 887, 558
合　計			10, 540, 200

（約１，０５４万円）

(10) 仮設電力設備の積算を適切に行うべきもの　（指摘事項）

下水道局は、浸水対策のため江東ポンプ所内に新たに江東系ポンプ棟を整備しており、長期にわたることから複数の工事に分割し、そのうち三期目の工事として、表１の契約により、ポンプ棟の地下部分の建設工事を行っている。

本工事は、ニューマチックケーソン工法（p24 参照）で躯体の構築を行っている。この施工に必要な仮設電力設備は、高圧受電設備（注１）や高圧電動機設備（注２）などで構成され、二期工事で設置した設備を引き継ぎ、本工事完了後も四期以降の工事で設備を引き続き使用する計画となっており、据付から撤去まで供用する期間が１０年以上となる予定である。

ところで、局積算基準（土木共通編）では、仮設電力設備に係る費用を積上げ積算で行う場合、設備費のうち、電線や碍子（注３）などは材料費に損料率（注４）を乗じて算出し、電線管は再使用ができないため材料費に乗じる損料率を１００％として算出するなど、機材に応じて積算方法を定めている。また、損料率は、３か月未満から３年未満までの供用期間に応じて数値が定められているが、３年以上となる場合については定められていない。

そこで、本工事の仮設電力設備の積算について見ると、次の不適切な点が確認された。

①　電線や碍子などの積算において、全供用期間が１０年以上であるにもかかわらず、本工事の工期である２年未満の損料率を設定していた。局は、局積算基準に供用期間が３年以上の場合の損料率が定められていないのであれば、今回の全供用期間である１０年以上となる場合の損料率を自ら設定し、その損料率を全供用期間に対する本工事の供用期間の比率であん分するなどにより、費用を算出すべきであった。

②　本工事の契約前に仮設電力設備は、既に設置済みであり、本工事で新たな設置はないにもかかわらず、電線管などの材料費を計上していた。電線管などの材料費は設置工事時に発生する費用であることから、局は、本工事において計上すべきでなかった。

③　高圧電動機設備は、二期工事から引き続き使用するにもかかわらず、損料等が未計上となっていた。

以上により、予定価格の積算において①、②が過大、③が過少なものとなっている（注５）。局は、仮設電力設備の積算を適切に行われたい。

（下水道局）

（注１）高圧受電設備

電力会社から高圧で受電した電気を低圧に変換し、工事用機械等に電気を供給する設備

（注２）高圧電動機設備

高圧工事用機器への電気回路を開閉する設備

（注３）碍子

電気を絶縁して電線を支柱などに固定する、陶磁器又は合成樹脂製の器具

（注４）損料率

供用期間中に仮設設備が損耗する割合

（注５）局において、工事発注時点における適正な損料率を設定できないことなどから、指摘金額は算出していない。

（表１）契約の概要　　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
江東ポンプ所江東系ポンプ棟建設その 3 工事	令和 6.1.19～令和 7.11.20	11,414,700,000

(11) 急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

環境局は、表１の契約により、町田市の図師小野路歴史環境保全地域（注１）において、アンカー工（注２）による急傾斜地崩壊防止工事を行っている。

ところで、局積算基準（共通編）では、アンカー工の品質管理試験の費用は、諸経費（注３）のうち共通仮設費（注４）の率計算分に含まれるとしている。

しかしながら、本契約の共通仮設費について見ると、アンカー工の適性試験（注５）の費用について、局は、特殊な試験として、一般的な共通仮設費とは別に計上する必要があると判断し、率計算分に含まれているにもかかわらず、別途積上げで計上していた。

このため、表２のとおり、予定価格の積算において、約１１２万円が過大なものとなっている。

局は、急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行われたい。

（環境局）

（注１）歴史環境保全地域

東京における自然の保護と回復に関する条例（昭和４７年東京都条例第１０８号）に基づき、歴史的遺産と併せて良好な自然を保護することが必要であると知事が定める区域

（注２）アンカー工

斜面等の地中に鋼材を固定し、その引張力で斜面を安定させる工法

（注３）諸経費

工事費のうち、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等のこと

（注４）共通仮設費

土木工事では、工事目的物の施工に間接的に係る費用。バリケードなどの設置費用、現場事務所に要する費用､品質管理に要する費用などがある｡品質管理に要する費用のうち、共通仮設費の積上げ分としてはボーリング調査などがあり、それ以外は率計算分に含まれる。

（注５）アンカー工の適性試験

アンカー工の品質管理試験の一つであり、アンカーの施工後に所定の引抜力を加えて、性能を満足しているか確認するための試験

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
図師小野路歴史環境保全地域急傾斜地崩壊防止工事	令和 5.8.29～令和 6.3.28	152,097,000

（表２）指摘金額の内訳　　（単位：円）

区分 項目	設　計（誤）	指　摘（正）	差　額 （誤）－（正）
共通仮設費	8,384,427	7,643,637	740,790
共通仮設費を除く諸経費等の差額（消費税等を含む。）			387,810
合　計			1,128,600

（約１１２万円）

(12) 大型遊具を含む工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

港湾局は、表１の契約により、大井ふ頭中央海浜公園において、修景及び遊具の整備等を行っている。

ところで、局積算基準（共通編Ⅰ）では、大型遊具（注１）の製品価格は、工場製作される橋桁等と同様に、諸経費（注２）のうち、共通仮設費（注３）の率計算の対象に含めないで積算するものとされている。

そこで、本契約の設計図書について見ると、施工現場の状況に合わせて設計・製作する大型遊具であるにもかかわらず、その製品価格を共通仮設費の率計算の対象に含めて積算していた。

このため、表２のとおり、予定価格の積算において、約１２８万円が過大なものとなっている。

局は、大型遊具を含む工事の諸経費の積算を適正に行われたい。

（港湾局）

（注１）大型遊具

施工現場の状況に合わせて工場製作される遊具で、実施設計で設計コンサルタント等に設計させたオリジナル製品及びカタログ製品を複数直接組み合わせたもの

（注２）諸経費

工事費のうち、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等のこと

（注３）共通仮設費

土木工事では、工事目的物の施工に間接的に係る費用。バリケードなどの設置費用、現場事務所に要する費用、品質管理に要する費用などがある。

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
令和５年度大井ふ頭中央海浜公園修景整備工事	令和 5.10.11～令和 6.10.31	301,634,113

（表２）指摘金額の内訳　（単位：円）

区分／項目	設　計（誤）	指　摘（正）	差　額（誤）－（正）
共通仮設費	23,943,041	23,164,634	778,407
共通仮設費を除く諸経費等の差額（消費税等を含む。）			504,193
合　計			1,282,600

（約１２８万円）

３　施工

(13) 設備機器の耐震支持を是正するとともに固定用あと施工アンカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督すべきもの　［重点監査事項］(指摘事項)

保健医療局は、表１の契約により、都立荏原病院の冷房に用いる熱源設備（注１）の改修工事を行っている。

ところで、本契約において受注者は、設備機器の耐震計算に建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版（注２）を適用している。同指針によると設備機器の耐震支持は、鉄筋コンクリートの基礎・床・壁など建築構造体にアンカーボルトで固定することを前提としており、無筋コンクリートにアンカーボルトで固定することは避けることとしている。

そこで、機械室内の床に新たに設置した動力制御盤の耐震支持について、現地を確認したところ、床から１０㎝かさ上げされたコンクリート部（以下「かさ上げコンクリート」という。）に、あと施工アンカーを設置していた（図）。このかさ上げコンクリートについて、局に現地調査を依頼したところ、その構造に鉄筋が入っておらず、結果として、あと施工アンカーが、無筋コンクリートに設置されていた。このような設置状況では、地震時に動力制御盤が転倒し、病院の冷房に支障を来すおそれがあることから、補強が必要である。

これは、受注者が、施工に先立ち建設当初の図面を確認していたものの、十分な現地調査を実施しておらず、同図面には記載がなかった鉄筋の入っていないかさ上げコンクリートの存在を認識しないまま工事を進めたためであり、局は、設備改修工事において、新たに設備機器を設置する場合には、あと施工アンカーを設置する床の鉄筋の有無について、施工前に十分な現地調査を行うよう受注者に指示する必要があった。

局は、設置した設備機器が地震時に転倒しないよう耐震支持を是正するとともに、固定用あと施工アンカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督されたい。

（保健医療局）

（注１）熱源設備

冷房の熱源となる冷水を作るための設備機器

（注２）建築設備耐震設計・施工指針２０１４年版

一般財団法人日本建築センターが刊行し、独立行政法人建築研究所（現国立研究開発法人建築研究所）が監修した建築設備の耐震支持方法の設計に必要な地震力の考え方や、アンカーボルト及び設備基礎の選定方法などを取りまとめた指針

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
荏原病院（4）熱源設備改修工事	令和 4.7.16～令和 5.6.16	344,399,000

（図）機械室内の動力制御盤据付状況図

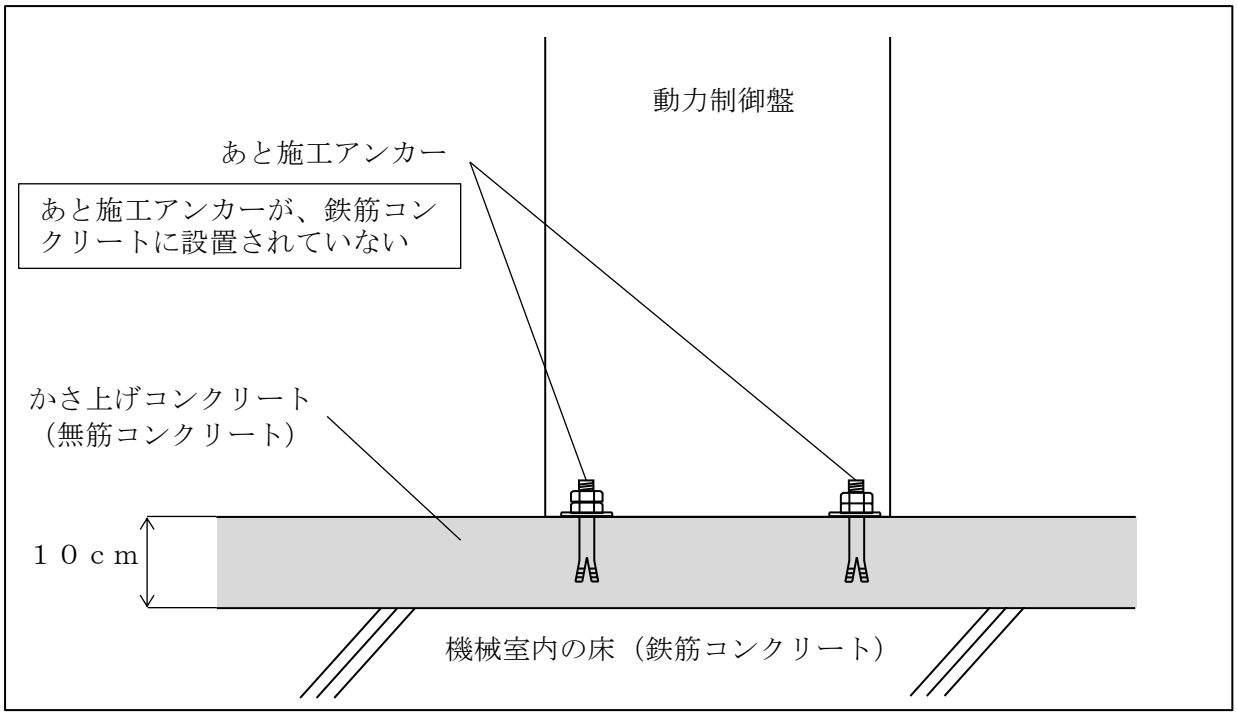

(14) 鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの

［重点監査事項］（指摘事項）

産業労働局は、表１の契約により、あきる野市養沢において、西沢入林道の整備を行っている。

ところで、東京都土木工事標準仕様書によると、鉄筋コンクリートにおける鉄筋組立てにおいて、鉄筋のかぶり（注１）を保つよう、構造物の底面については１㎡当たり４個以上のスペーサー（注２）を設置することとされている。また、本契約で適用している工事記録写真撮影基準（建設局）によると、鉄筋組立て完了後のスペーサー配置が撮影項目とされている。

そこで、本契約の鉄筋コンクリート基礎工の工事記録写真を見ると、スペーサー配置の確認を目的とした工事記録写真が撮影されていなかった。また、鉄筋の組立状況の撮影を目的とした工事記録写真でスペーサー配置を確認すると、スペーサーの設置数量が明らかに不足していた。

このように、スペーサーの数量が不足した場合、鉄筋のかぶりが担保されず、長期的には構造物の劣化が早まるおそれがあり、適切でない。

局は、鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。

（産業労働局）

（注１）鉄筋のかぶり

コンクリート表面から最も外側に位置した鉄筋までの最短距離。鉄筋のかぶりは、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させ、水、空気、塩分等による鉄筋の腐食を防止するために重要である。

（注２）スペーサー

鉄筋コンクリート工事において、鉄筋位置の確保、支持及び鉄筋のかぶりを確保するために使用する材料のこと

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
西沢入林道開設工事	令和 5.1.6～令和 5.7.31	52,875,045

(15) 建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの ［重点監査事項］（指摘事項）

建設局は、表１の契約により、八王子霊園の管理所老朽化に伴い改築工事を行っている。

新たに建築する鉄骨造平屋建ての管理所の基礎部は、鉄筋コンクリートで施工されており、基礎内に配置される主筋の継手をガス圧接継手（注１）としている。

ところで、本契約の設計図書では、ガス圧接完了後の圧接継手部の品質管理は、初めに、全数試験として外観試験（注２）を実施し、その後、抜取試験として超音波探傷試験（注３）と引張試験（注４）を実施することとしている。

また、東京都建築工事標準仕様書（令和２年４月版。以下「標準仕様書」という。）では、受注者は、原則としてこれらの試験を、資料を提出して監督員の確認を受けた試験機関等（注５）で実施するが、例外的に外観試験については、試験機関等によらず、測定器具を用いて工事監理者又は工事施工者に行わせることができるとされている（注６）。

そこで、本契約の工事関係書類を確認したところ、次の点が認められた。

① 外観試験について、受注者が提出した施工計画書によれば、試験機関等にて実施するとしていたが、試験機関等では実施していなかった。

なお、圧接工事施工者が実施した記録はあるものの、測定器具を用いたことが、工事記録写真等で客観的に確認できなかった。

② 抜取試験について、設計図書では、圧接継手部２００か所当たり３０か所の割合で超音波探傷試験を実施し、当該試験の精度を確認するため、そのうち３か所で引張試験を実施することとしていた。

しかし、施工段階で受注者は、超音波探傷試験を全く実施せず、引張試験のみを圧接継手部１９２か所に対して５か所、試験機関等で実施し、その試験には合格していた（注７）。

③ 受注者は、選定した試験機関等について、監督員に必要な資料を提出していなかった。

これらの試験は、ガス圧接継手部の品質を確保する上で重要なものであるため、局は、受注者に対して、設計図書で求める品質管理試験が施工計画書に適切に反映されているかを確認するとともに、それを確実に実施し記録を残すよう指導・監督すべきであった。

局は、建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督されたい。

（建設局）

（注１）ガス圧接継手

接合する鉄筋を突き合わせ、軸方向に圧縮力を加えながら加熱することにより、ふくらみを形成し一体化する継手

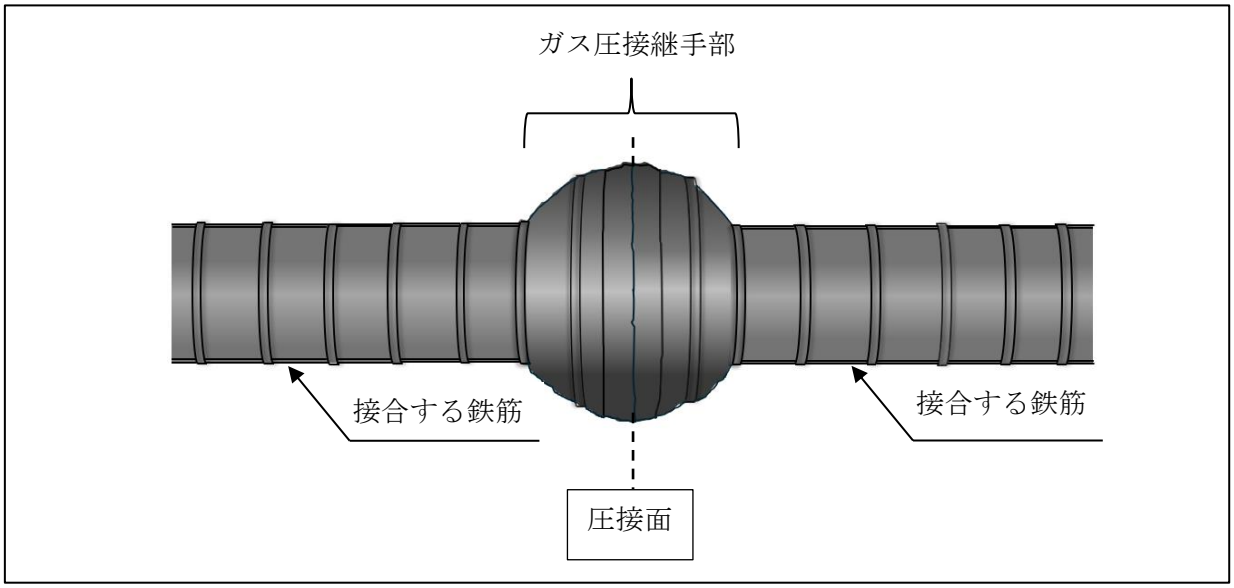

（注２）外観試験

圧接継手部のふくらみの直径、長さ及び折れ曲がり等を、目視や測定器具により確認する試験

（注３）超音波探傷試験

圧接継手部に超音波をあて、内部欠陥を確認する非破壊試験

（注４）引張試験

圧接継手部を含んだ試験片を切り取り、軸力方向に引っ張ることで圧接継手部の引張強さを確認する破壊試験。試験片切り取り部には、鉄筋を新たに設置しガス圧接する。

（注５）試験機関等

「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱（昭和６１年６月１８日制定)」に基づく、鉄筋継手検査機関や試験機関。なお、外観試験及び超音波探傷試験は鉄筋継手検査機関で、引張試験は試験機関で実施することとされている。

（注６）本工事では標準仕様書（令和２年４月版）を適用しているが、令和５年４月に同仕様書が改定され、それ以降に起工した工事は、外観試験も鉄筋継手検査機関に限られている。

（注７）抜取試験として引張試験のみを実施する場合、標準仕様書では、５か所の引張試験を実施することとしており、その規定に適合している。

（表１）契約の概要　　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
八王子霊園管理所改築工事　第１期工事	令和 4.2.2～令和 5.5.2	285,407,100

(16) 屋根工事における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの

（指摘事項）

建設局は、表１の契約により、八王子霊園の管理所老朽化に伴い改築工事を行っており、最高部の高さが約６ｍの切妻屋根で鉄骨造平屋建ての休憩所部分を建築している。

ところで、労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）では、受注者は、高さが２ｍ以上の作業床の端等で墜落により作業員に危険を及ぼすおそれのある箇所で、囲い、手すり等を設けることが困難なときは、親綱などの設備を設けた上で、作業員に要求性能墜落制止用器具（注。以下「安全帯」という。）をその設備に取り付けさせ、墜落防止の措置を講じなければならないとされている。

そこで、本契約における施工計画書を確認したところ、受注者は、屋根工事における墜落の防止対策として、高さ２ｍ以上で作業する場合は、安全帯を使用する際にフックを掛けるための親綱などの取付設備を設置するとしていた。

しかしながら、工事記録写真を見ると、屋根施工時において安全帯を使用する際に必要な親綱などが設置されていなかった。

仮に作業員が屋根施工時に足を滑らせた場合、墜落事故につながるおそれがあったため、受注者は施工計画書に記載のとおり安全措置を講じる必要があった。

局は、屋根工事における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督されたい。

（建設局）

（注）要求性能墜落制止用器具

墜落時に作業者に加わる衝撃荷重を低減させるとともに、身体を支持する機能を有した器具で、フルハーネス型と胴ベルト型がある。

（表１）契約の概要　　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
八王子霊園管理所改築工事　第２期工事（その２）	令和 5.3.29～令和 6.2.29	180,414,300

(17) 工作物の改修工事における石綿含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督すべきもの　（指摘事項）

港湾局は、表１の契約により、ボーディングブリッジ（注１）、アンローダ（注２）等工作物の改修工事を行っている。

ところで、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）及び石綿障害予防規則（平成１７年厚生労働省令第２１号）では、建築物及び工作物の解体又は改修工事の受注者は、あらかじめ、作業に係る部分において石綿含有建材（注３）の使用の有無の調査（以下「事前調査」という。）を行わなければならないと定められている。この事前調査は、調査結果に基づき石綿の飛散防止対策、廃棄物の分別等を適正に行い、石綿の飛散による大気汚染及び作業員の健康障害を防止するために重要なものである。

そこで、本契約の工事関係書類について見ると、受注者が、事前調査を行っていないことが認められた。また、局は、局監督基準に則り関係法令に基づいて適正に工事が施工されるように受注者を指導・監督する必要があるが、事前調査の実施について指導していなかった。

このことから、施工範囲の石綿含有建材の使用状況について局に確認を依頼したところ、石綿が含有している可能性がある建材として、項番１では、ビニルカーペット、接着剤及びコーキング材（注４）、項番２では、パッキン（注５）があったことが判明したが、石綿含有建材か否か確認ができなかった。したがって、本工事では、石綿含有建材の使用の有無が明確でない状態で改修工事が施工されていたことが認められた。（注６）

石綿含有建材であった場合、通常の使用状態において石綿が飛散することは少ないが、改修工事において石綿の飛散防止対策、廃棄物の分別等を適正に行わずに切断や破砕作業を行えば、石綿が飛散するおそれがある。

局は、工作物の改修工事における石綿含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督されたい。

（港湾局）

（注１）ボーディングブリッジ

ターミナルから客船に乗客を乗降させるための設備

（注２）アンローダ

船から石炭等を陸揚げするための設備

（注３）石綿含有建材

肺がん、中皮腫等の原因となる繊維状の天然鉱物である石綿が使用された建築材料

（注４）コーキング材

構造物の隙間部分に充てんして防水性や気密性を保つための材料

（注５）パッキン

配管の間に挟んで液体や気体が漏れないようにするための材料

（注６）監査後、受注者は、工事範囲外の同種の建材について、分析機関による調査を実施し、石綿が含有していないことを確認した。

（表１）契約の概要　　（単位：円）

項番	契約件名	工期	契約金額
1	令和 4 年度竹芝ふ頭ボーディングブリッジ（1・2 号機）改修工事	令和 5.1.16～令和 5.12.28	88,000,000
2	令和 4 年度中防ばら物ふ頭アンローダ(1・2 号機）ほか改修工事	令和 5.2.22～令和 6.2.29	689,553,700

(18) 業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督すべきもの

［重点監査事項］（指摘事項）

教育庁は、表１の契約により、学校敷地内の樹木剪定、除草及び草刈を行っている。

ところで、本契約の仕様書を見ると、委託者が履行状況を確認するため、受託者は作業ごとに業務実施日、履行場所、件名、作業項目等を記載した黒板等を添えて業務実施状況の写真を撮影し、業務完了後各学校に提出することとしている。

そこで、本契約の業務実施状況写真（以下「記録写真」という。）について見ると、写真中の黒板に書かれている学校名及び日付は異なるが、撮影している場所が同一の写真など、業務の確実な履行を確認する資料として、不適切な写真が含まれていることが確認された。

しかしながら、各学校で行われる完了検査において、当該学校では記録写真の一部に、写真の背景が検査対象の学校内でないなど、不適切な写真が含まれていることを見落とし、検査を合格としていた。

また、契約部署は、各学校から提出された検査調書、記録写真等の資料を受領しており、これらの資料から不適切な履行が確認可能であったにもかかわらず、確認が不足し、記録写真の不適切な取扱いを認識できず、受託者への指導や注意を行っていなかった。

庁は、受託者から提出された記録写真等の資料を十分に確認の上、受領することを徹底するとともに、業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督されたい。

（教育庁）

（表１）契約の概要　　（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額
都立日比谷高等学校外 15 校　樹木剪定及び除草・草刈委託	令和 5.6.20～令和 5.9.30	5,478,000

４　その他

(19) 汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの　（指摘事項）

産業労働局は、表１の契約により、神田庁舎における設備管理業務や清掃業務等を委託している。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）によれば、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬は収集運搬業者に、処分は処分業者に、それぞれ委託しなければならないと定めている。

そこで、本契約の汚水槽清掃で発生した一般廃棄物（し尿を含む汚泥）の処理について見ると、局が別に一般廃棄物処理委託契約を締結すべきところ、その委託契約を締結していないことが認められた。

汚泥は、本契約の受託者が収集運搬業者及び処分業者にそれぞれ委託して処理されたものの、局が一般廃棄物処理委託契約を締結していないことは適正でない。

局は、汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行われたい。

（産業労働局）

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額
東京都産業労働局神田庁舎建物管理委託	令和 4.4.1～令和 5.3.31	16,280,000

(20) 工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行うべきもの　（指摘事項）

交通局は、表１の契約により、三田線春日駅付近において、都道白山通りの空洞対策工事を行っている。

ところで、道路占用工事要綱（昭和５４年４月２日東京都告示第４２６号）では、占用者は、道路管理者の指示する復旧方法で仮舗装し、舗装体の復旧工事を施工するまでの間は、その維持修繕に努めるものとされている。

また、局土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）では、発注者が工事を一時中止させた場合において、受発注者間で現場の管理体制や緊急時の対応等について認識に相違が生じないように、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し承諾を得るものとされている。その基本計画書の記載内容等については、局工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編。以下「ガイドライン」という。）によるものとされている。

そこで、本契約の工事関係書類について見ると、施工箇所において管理者不明のコンクリート構造物が確認されたことから、現場は仮舗装の状態で令和５年３月１０日から工事全部中止されていた。その後、監査日（令和６年１月１５日）現在まで約１０か月間にわたり工事全部中止が継続されているにもかかわらず、基本計画書が提出されていなかった。また、その他の工事関係書類について見ても、ガイドラインで基本計画書に記載すべき内容としている、工事現場の維持・管理に関する基本的事項、工事再開に向けた方策、工事現場の管理責任が受注者に属することなどが、標準仕様書で定める有効な書面（注）として取り交わされていなかった。

本契約では一部しゅん功の手続等は行われておらず、工事現場は局に引渡しされていないため、工事現場の管理責任は受注者にあった。局は、引渡し前の工事現場を中止するに当たっては、ガイドラインに沿った基本計画書を受注者に提出するよう指導・監督する必要があった。

局は、工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行われたい。

（交通局）

（注）有効な書面

発行年月日を記載し、署名又は押印した書面

（表１）契約の概要　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
三田線春日駅付近空洞対策工事	令和 4.12.19～令和 6.2.29	17,061,000

(21) 工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用に係る手続を適切に行うべきもの

（指摘事項）

水道局は、表１の契約により、配水池や配水ポンプ所及び管廊築造などの工事を行っている。

ところで、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）では、市場実態等を的確に反映して適正に予定価格を設定することが発注者の責務とされている。

これを踏まえ、都が発注する工事においても、東京都契約事務規則（昭和３９年東京都規則第１２５号）により標準契約書として定められた工事請負契約書第２４条第６項のインフレスライド（注）条項を適用することを、「『令和３年３月から適用する公共工事設計労務単価』による公共工事の予定価格の設定及び契約金額の変更について（通知）」（令和３年２月２２日付財務局経理部長通知）により各局宛てに通知している。

局も、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第２４条第６項（インフレスライド条項）の運用について（暫定版）」（令和３年２月２６日水道局）を公表し、インフレスライドを行い契約金額を変更した場合には、受注者に対し下請企業との間で締結している下請契約の金額見直し等を行うよう求めている。

そこで、本契約について見ると、監査日（令和６年６月４日）現在、受注者から令和３年４月以降計４回にわたり、インフレスライド条項による契約金額の変更請求があった。これを受け、局は、受注者の意見も聴きながら各スライド基準日とスライド額の協議開始予定日（全ての請求に対して工事完成日の１か月前の日）を決定しているが、スライド額の算定や契約変更をしていなかった。

このことについて局は、受注者の意向も踏まえた上で、工期末に最終数量が確定した段階で、各スライド基準日に遡り、残工事量を算出し、スライド額を算定して契約変更することとしている。また、下請契約金額については、インフレスライド条項に基づく契約変更を待つことなく適時適切に見直していることを受注者に確認していたとしている。

しかしながら、インフレスライド条項に基づく契約変更は、通知文や制度の趣旨からも、発注者が適正な金額で受注者に工事を請け負わせ、受注者が下請契約金額を適正に見直す契機とするものであるため、受注者から契約金額の変更請求を受けた都度行う必要があり、それを行っていなかったのは適切でない。

局は、工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用に係る手続を適切に行われたい。

（水道局）

（注）インフレスライド

工期内に発生した急激な物価変動等により、契約金額が著しく不適当となった際、発注者又は受注者が契約金額の変更を請求できる制度。スライド額には、基準日時点の残工事の契約金額に賃金及び物価の変動分を反映させる。

（表１）契約の概要　　（単位：円）

契約件名	工期	契約金額
和田堀給水所 2 号配水池及び第二配水ポンプ所並びに管廊築造工事	令和 2.2.13～令和 7.10.23	18,426,518,000

（別表３）工事監査実施一覧

対象局 実地監査期間	実施工事等	対象件数（件） 実施件数（件）	対象金額（百万円） 実施金額（百万円）
財務局 令和6.5.7 ～令和6.5.31	・東京国際フォーラム(5)改修工事 ・都立南多摩地区特別支援学校(仮称)(3)新築電気設備工事　ほか	358 116 (32.4%)	176,828 89,209 (50.4%)
デジタルサービス局 令和6.9.25 ～令和6.9.27	・LAN設備新設・撤去等工事(単価契約) ・職員食堂の本庁スマートフォンWi-Fiネットワーク敷設工事　ほか	5 5 (100%)	29 29 (100%)
生活文化スポーツ局 令和6.9.24 ～令和6.10.2	・有明アーバンスポーツパーク(4)新築工事 ・海の森水上競技場(5)電気設備改修工事　ほか	86 33 (38.4%)	5,457 4,197 (76.9%)
都市整備局 令和6.5.16 ～令和6.6.19	・街路築造工事(3一整-補314ほか4路線晴海) ・令和5年度　停留施設上屋建築工事(その2)　ほか	168 44 (26.2%)	9,102 4,654 (51.1%)
住宅政策本部 令和6.5.24 ～令和6.6.19	・都営住宅5H-116東（江東区辰巳一丁目）工事 ・都営住宅2H-112東（足立区花畑七丁目）給水衛生設備工事　ほか	583 110 (18.9%)	146,724 71,711 (48.9%)
環境局 令和6.4.15 ～令和6.4.26	・五十人平野営場整備工事 ・令和5年度第三排水処理場その他定期補修工事　ほか	143 37 (25.9%)	3,742 1,906 (50.9%)
福祉局 令和6.9.6 ～令和6.9.20	・東京都多摩児童相談所(R4)執務室増築及び既存棟改修工事 ・東京都子供家庭総合センター建物管理委託　ほか	111 20 (18.0%)	2,005 860 (42.9%)
保健医療局 令和6.9.6 ～令和6.9.20	・東京都監察医務院（R4）増築工事 ・荏原病院(3)照明設備改修工事　ほか	108 12 (11.1%)	3,435 1,530 (44.5%)
産業労働局 令和6.2.1 ～令和6.2.14	・数馬治山施設災害復旧工事 ・京浜島勤労者厚生会館(5)空調設備改修工事　ほか	206 27 (13.1%)	4,206 1,255 (29.9%)
中央卸売市場 令和6.1.25 ～令和6.1.30	・旧築地市場(3)勝どき門駐車場ほか解体工事 ・豊洲市場設備運転管理業務委託　ほか	599 64 (10.7%)	17,995 8,405 (46.7%)
建設局 令和6.8.30 ～令和6.9.27	・神田川整備工事(その43)その2 ・等々力大橋(仮称)(5)下部工事　ほか	4,423 196 (4.4%)	470,583 160,391 (34.1%)

対象局 実地監査期間	実施工事等	対象件数 (件) 実施件数 (件)	対象金額 (百万円) 実施金額 (百万円)
港湾局 令和6.2.1 ～令和6.2.20	・新海面処分場(5)Dブロック東側護岸建設工事 ・令和4年度海の森公園施設整備工事　ほか	887 90 (10.1%)	86,707 20,573 (23.7%)
東京消防庁 令和6.1.18 ～令和6.1.24	・東京消防庁福生消防署庁舎(3)改築工事 ・指令装置製作委託　ほか	720 89 (12.4%)	27,809 13,640 (49.0%)
交通局 令和6.1.9 ～令和6.1.16	・浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事 ・浅草線ホームドア製造　ほか	1,000 98 (9.8%)	159,064 51,002 (32.1%)
水道局 令和6.5.16 ～令和6.6.17	・村山上貯水池堤体強化工事 ・東村山浄水場中央監視制御設備改良工事　ほか	1,883 181 (9.6%)	599,076 151,021 (25.2%)
下水道局 令和6.4.15 ～令和6.5.30	・落合水再生センター～みやぎ水再生センター間送泥管その3工事 ・浅川水再生センター汚泥焼却設備再構築工事　ほか	2,807 194 (6.9%)	826,434 214,818 (26.0%)
教育庁 令和6.2.6 ～令和6.2.20	・都立練馬特別支援学校(3)体育館改築その他工事 ・都立小台橋高等学校(3)改修及び新築電気設備工事　ほか	589 59 (10.0%)	16,801 7,273 (43.3%)
警視庁 令和6.9.30 ～令和6.10.4	・警視庁中野庁舎(3)改修工事 ・警視庁本部庁舎(31)大規模改修空調設備工事その2　ほか	892 76 (8.5%)	62,686 22,091 (35.2%)
島しょ 令和6.6.20 ～令和6.6.28	・令和5年度三池港防波堤建設工事 ・都営住宅5M-401東(小笠原清瀬第2)工事　ほか	769 113 (14.7%)	25,801 10,028 (38.9%)
合計		16,337 1,564 (9.6%)	2,644,493 834,603 (31.6%)

（注１）対象件数、対象金額、実施件数及び実施金額には、工事に伴う設計委託等を含む。

（注２）実施件数及び実施金額欄の（　）書きは、それぞれ実施率を表している。

（注３）島しょの工事監査対象局は、総務局（三宅支庁、小笠原支庁）、財務局、住宅政策本部、環境局、保健医療局、産業労働局、建設局、港湾局、教育庁及び警視庁である。

（別表４）大規模工事等監査実施一覧

対　象　局	実　施　工　事	事業計画等	実施件数（件）	実施金額（百万円）
財　務　局	・東京国際フォーラム(5)改修工事 ・東京都江戸東京博物館(4)改修空調設備工事その２　　ほか	・第三次主要施設 10 か年維持更新計画　　ほか	17	63,465
都市整備局	・街路築造工事(3 一整-補 314 ほか 4 路線晴海)	・晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業	1	1,169
中央卸売市場	・旧築地市場（3）勝どき門駐車場ほか解体工事	・東京都卸売市場整備計画（第 10 次）	1	4,044
建　設　局	・環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）工事 ・関戸橋（5）鋼けた製作・架設工事ほか	・神田川流域河川整備計画 ・都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）　　ほか	9	113,582
東京消防庁	・東京消防庁本所消防署緑出張所庁舎（仮称）（3）改築工事 ・東京消防庁福生消防署庁舎（3）改築工事　　ほか	・第三次主要施設 10 か年維持更新計画	3	4,066
交　通　局	・浅草線・京急本線泉岳寺駅改良（駅工区）土木工事 ・浅草線泉岳寺駅改良（引上線工区）土木工事　　ほか	・東京都交通局経営計画 2022　　ほか	8	31,024
水　道　局	・足立区鹿浜一丁目地内から北区王子五丁目地内間送水管（1350 ㎜）新設工事（シールド工事） ・水元給水所耐震補強工事（その 2）　　ほか	・東京水道経営プラン 2021 ・東京水道施設整備マスタープラン	17	73,102
下水道局	・江東ポンプ所江東系ポンプ棟建設その 3 工事 ・新河岸水再生センター汚泥焼却設備再構築その 3 工事　　ほか	・東京都下水道事業経営計画 2021　　ほか	49	180,691
教　育　庁	・都立小台橋高等学校（3）改修及び新築工事	・都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム	1	1,540
警　視　庁	・警視庁丸の内警察署庁舎(31)改築工事 ・警視庁本部庁舎(31)大規模改修空調設備工事その 2	・第二次主要施設 10 か年維持更新計画	2	9,381
合　　計			108	482,068

（注）実施件数、実施金額については、別表３の実施件数、実施金額に含む。